

議案第11号

鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

次のとおり鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在

しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第8条—<u>第19条の2</u>）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（知事への申出）</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。<u>この場合において、県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第8条—<u>第19条</u>）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（知事への申出）</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。</p>

等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。ただし、同項後段に定める申出にあっては、知事は、その対応結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出)

第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は前条第2項ただし書の規定により公表された対応結果についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。
この場合において、県民又は事業者が、DV被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

- 2 県民又は事業者は、前条第2項本文の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し

- 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出)

第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。

- 2 県民又は事業者は、前条第2項の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出

出ることができる。

(人権への配慮)

第19条の2 県民又は事業者は、前2条の規定による申出を行うに当たっては、当該申出により第三者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。

2 知事又は鳥取県男女共同参画推進員は、前項の規定に違反した申出があったときは、申出に対する対応を行わないものとする。

第3章 略

(審査結果の通知)

第29条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。ただし、第19条第1項後段に定める申出にあっては、推進員は、その審査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

ことができる。

第3章 略

(審査結果の通知)

第29条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、平成23年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。